

# 札幌市立札幌中学校 いじめ防止基本方針

「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとします。

## 1 いじめ防止対策に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがあるものです。

本校においても、いじめ防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」ことを踏まえ、「いじめは絶対に許されない」という大原則の下、子どもの命にかかる重大事態に発展する恐れがあるいじめの防止を重要課題の一つとして認識して、いじめを生まない対人関係を構築できる学校教育を様々な領域を通して実施していきます。

いじめに対しては、その防止の観点から次のすべての立場の生徒を対象とした指導が重要です。

- ◇ 「いじめてしまう子ども（加害）」
- ◇ 「いじめられてしまう子ども（被害）」
- ◇ 「おもしろがり、はやし立てる子ども（観衆）」
- ◇ 「知らぬふりして見ている子ども（傍観者）」

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、日常の教育活動を通して、生徒が十分に理解できるようにします。

また、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくするために、いじめの問題への対策について、全ての子どもと、その周りを取り囲む大人それぞれがいじめ問題に対峙し、主体的かつ相互に協力しながら家庭や地域全体でいじめのない社会の実現を目指していきます。

## 2 いじめの定義、態様及び対応

「いじめ」とは、「当該生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会（今年度、本校では生徒指導委員会の構成員を中心に組織します）」を活用して行います。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問いません。（部活動、塾、スポーツクラブ等を含む）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられる、隠される、嫌なことを無理矢理させられるなどを意味します。

#### 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

上記の内容について犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとります。

### 3 未然防止や早期発見に向けての取組

#### (1) いじめを未然に防止するための取組

- ①「心をかたちに」を合言葉にして、厳しさの中にも温かみのある生徒指導を充実させ、生徒一人一人に基本的な生活習慣を身に付けさせる計画的継続的な生徒指導を行うとともに、コミュニケーションを大切にした教育相談体制の充実を図ります。
- ②人の心の痛みがわかり、行動できる豊かな心の育成を図るために、道徳教育を充実させ、すべての生徒に「心の居場所」をつくれるよう配慮します。
- ③すべての生徒の学校生活が充実するように「わかる・できる・認められる・楽しい授業」の展開を推進します。
- ④生徒会執行部を中心に、生徒が主体となったいじめの未然防止に向けた活動を実施します。
- ⑤特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行います。
- ⑥いじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくりに向け、学校いじめ防止対策組織の存在及び活動内容を生徒・保護者にお知らせいたします。

#### (2) いじめの早期発見に向けての取組

- ①日常的に、生徒や保護者がいじめに係る相談ができるように、教師と生徒、教師と保護者の信頼関係をつくとともに、スクールカウンセラーを活用し、相談活動の充実を図ります。
- ②いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して、年2回の生活意識調査と本校独自の「い

じめと悩みアンケート」を2回実施します。

③Q-Uテスト等を通じて、学級内における人間関係の調査を行い、その実態を把握し、改善のための取組を行います。

④上記アンケートやテストを活用し、年4回設定されている教育相談、個人懇談を通じて（必要に応じて随時）、いじめを含む人間関係等の相談を行います。

⑤日常の生徒情報を教職員間で情報共有を行い、いじめかもしれない、いじめに発展する可能性がある行為等、小さな変化を見逃さないようにします。（報告と確認）

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

① 必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話、スマートフォン、SNSなどの使用に関する情報モラルの学習を、少なくとも年度内に1回は開催します。

②学年保護者会や健全育成推進会等を利用して、情報モラルについて大人の役割を伝え、地域や各家庭での指導の充実を推進していきます。

③新入生保護者説明会等を利用して、携帯電話の利用方法やフィルタリングなどについて、関係機関の協力を受けながら、講演及び啓発資料を配布します。

#### 4 いじめ防止のための組織

(1) 本校に「いじめ対策委員会」を設置します。

いじめ防止に係るすべての取組は、校長の監督下で行う。

(2) 構成員

- ・管理職（校長、教頭） ・教務主任 ・生徒指導主事 ・各学年主任
- ・教育相談担当教諭 ・養護教諭 ・スクールカウンセラー
- ・その他必要に応じて学級担任、相談支援パートナー、外部専門家等

(3) 活動内容については以下の通りとします。

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること

(4) 「いじめ対策委員会」は、月1度開催し、緊急の場合は随時行います。

※緊急で開催する場合は、管理職、生徒指導主事、該当学年主任等、対応できる構成員を招集して対応する。

(5) その他、いじめ防止に関わる生徒の自発的な活動に対する援助を行います。

(6) 学年間・学校間でいじめに係る情報の引継ぎを確実に行う。

会議の記録、指導記録を保存して、子どもの進学・進級や転学に当たって適切に引き継ぐ。

## 5 いじめに対する措置

(1) いじめの相談を受けた時や、生徒がいじめを受けていると思われる時は、複数の教職員で速やかにいじめの事実の有無の確認を行います。

(2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援、いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行います。(組織的な対応と見守り)

(3) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った生徒に対し、適切に懲戒を加えるものとします。また、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるよう必要な措置を一定期間講じます。

(4) いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起こることがないように、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなどの措置を講じます。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処します。

(6) 再発防止に向けた検討・対策の実施を行います。

## 6 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時には、次の対処を行います。

(1) 重大事態が発生した旨の札幌市教育委員会への報告

(2) 札幌市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織の設置

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査の実施

(4) 調査が終了した時、その他必要があると認めた時、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、

## 7 いじめの解消

- ・ 解消の判断の一つ目は、いじめに係る行為が止んでいることとなります。  
→この止んでいる期間は、少なくとも3か月を目安とします。
  - ・ 二つ目は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととなります。  
→心身の苦痛を感じていないかどうかは、本人とその保護者の両方に対して、面談等により確認する必要があります。
- ※いじめが「解消している」状態とは、少なくともこの2つの要件が両方満たされている必要があります。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。
  - ・ 解消の判断についても個人で判断することなく、組織で判断することとなります。
- 認知したいじめについては、3か月後を目安として、解消の確認を、いじめ対策組織で行う。

## 8 学校評価等における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価に、「いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組」等の項目を加え、適正に評価し、対応等の見直しを行います。

### いじめ問題への対応のまとめ



策定 平成27年8月31日  
改訂 令和元年6月12日  
改定 令和6年4月4日

いじめ早期発見のためのチェックリスト

番	氏名
---	----

【子どものサインを見逃さない】

表情・態度 (保護者・教職員が活用)	<input type="checkbox"/> 元気がなく、落ち込んでいる <input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている <input type="checkbox"/> 顔色が冴えない <input type="checkbox"/> 表情が暗く、硬い <input type="checkbox"/> 沈みこんだり、泣いたり、情緒が不安定である
学校内での様子 (教職員が活用)	<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである <input type="checkbox"/> 持ち物や教科書、ノートなどにいたずら書きがある <input type="checkbox"/> 傷やあざ、鼻血を出した跡がある <input type="checkbox"/> 教職員から離れようとせず、何かを訴えたような行動をとる <input type="checkbox"/> 仲間に入れずに一人でぼつんとしている <input type="checkbox"/> 保健室の出入りがおおくなる <input type="checkbox"/> 休み時間に便所などに閉じこもる <input type="checkbox"/> 授業ぎりぎりに教室に戻る。または、教室に戻りたがらない <input type="checkbox"/> 意見を述べると周囲から野次や奇声がとぶ <input type="checkbox"/> 勝手に席を替えられている <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしたりする <input type="checkbox"/> 給食を食べ残すことが多くなる <input type="checkbox"/> 一人で掃除や片づけをしていることが多い <input type="checkbox"/> 生活ノートなどに不安や悩みを訴える <input type="checkbox"/> 成績が急に下がる
集団での様子 (教職員が活用)	<input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等を選ぶ <input type="checkbox"/> 授業中、特定の子どもの方にみんなの視線が向く <input type="checkbox"/> いつも特定の子どもの机が曲がっている、机を離す状況がみられる <input type="checkbox"/> 掲示板や黒板に悪口の落書きがある <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかすグループがある <input type="checkbox"/> 失言を笑われる子どもがいる <input type="checkbox"/> 仲間に入れずに、一人になってしまう子どもがいる <input type="checkbox"/> 一人で掃除や給食の片づけをしている子どもがいる <input type="checkbox"/> あるグループが、他の子どもに指示したり、威嚇したりする態度がみられる

おに遊びで常におにになるなど、遊びの中で不自然な状況がある

札幌市教育委員会発行 生徒指導第14集<第三版>「いじめ問題への対応」から

家庭での様子  
(保護者が活用)

- 朝、腹痛や頭痛を訴え、登校を嫌がる
- 学校行事に参加したがない
- 転校したい、学校に行きたくないと言い出す
- 自分の部屋でぼんやりしていることが多い
- 余分なお金を欲しがる、家から金品を持ち出す
- 人に物を貸すことが多くなる
- 家族に八つ当たりや反抗する、感情の起伏が激しくなる
- 学校であったことを話したがない
- 言葉づかいが荒くなる
- 口をきかなくなる
- 食欲がなくなる
- 友達が遊びに来なくなる
- 友達が遊びに来ても居留守を使うことがある
- 突然、友達に呼び出される
- 寝つきが悪くなったり、寝不足が続いたりする
- 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる
- 不審な電話がかかってくる
- 携帯電話、スマホ、パソコンに嫌がらせのメールがある